

施設別概要書

施設名称	鴻巣市市民活動センター	
既存の愛称	—	
施設所在地	鴻巣市本町 1-2-1 エルミこうのすアネックス3階	
設置年月	平成25年4月	
敷地面積	—	
延床面積	1,957.6 m ²	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部RC・S造) 地上5階建ての3階	
主な施設内容	会議室A・B・C・D、活動室1・2、印刷作業室、子育て交流コーナー、登録団体ミーティングスペース、交流スペース、展示コーナー、男女共同参画コーナー	
主な実施イベント	親子交流フェス、健康体操・ピダンス・歌・語学等の各種講座	
年間利用者数	R4	192,632 人
	R5	218,996 人
	R6	232,981 人
指定管理者導入状況	街活性室・サンワックス共同事業体(令和5年4月1日から令和10年3月31日)	
アピールポイント	<p>鴻巣駅からのアクセスが良く、市民活動の拠点として利用されています。市民活動団体等が主に利用する会議室をはじめ、団体登録を行うことで利用することができるミーティングスペースや印刷作業室、展示コーナーなど、様々な施設を備えています。</p> <p>さらに、「子育て交流コーナー」では、授乳室やキッズスペースを自由に利用でき、「交流スペース」や「男女共同参画コーナー」など、誰もが気軽に立ち寄れる施設となっています。</p>	
アクセス	JR 高崎線「鴻巣駅」から約 350m、徒歩:約 5 分	
愛称の表示	<ul style="list-style-type: none"> 掲出位置や表示内容、規格、設置時期等の詳細は、施設所管課(必要な場合は、施設管理者、指定管理者、その他関係者)と協議を行い、決定します。 新たな構造計算を必要とする広告を設置する場合には、安全管理や点検含め提案者が責任を負うものとします。 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても契約期間及びネーミングライツ料の変更はありません。 表示サインや看板等の大きさやデザイン等については、埼玉県屋外広告物条例(平成 19 年埼玉県条例 46 号)等の関係法令を遵守するものとします。 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設のため、外壁への名称の表示変更や看板設置は管理会社との調整が必要です。 施設名を含めた愛称(〇〇市民活動センター、市民活動センター〇〇)を提案してください。 	
担当課	本募集について:財務部資産管理課 ☎ 代表 048-541-1321(内線 2282) 施設所管課:市民生活部自治振興課 (内線 3111)	

募集価格:80 万円～

契約期間:令和 10 年 3 月 31 日まで

施設写真

鳥瞰(絵)



会議室



登録団体ミーティングスペース



展示コーナー



印刷作業室



交流スペース



子育て交流コーナー



男女共同参画コーナー

